

平成24年9月24日（月曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成24年9月24日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

総務課長

佐藤徳憲君

復興企画課長

三浦清隆君

復興事業推進課長

及川明君

環境対策課長

千葉晴敏君

建設課長

三浦孝君

危機管理課長

佐々木三郎君

総合支所長兼
地域生活課長

佐藤広志君

教育委員会部局

教 育 長

佐 藤 達 朗 君

教 育 総 務 課 長

芳 賀 俊 幸 君

生 涯 学 習 課 長

及 川 庄 弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 敏 克

次 長 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

佐 藤 孝 志

午前10時00分 開会

○委員長（西條栄福君） おはようございます。

決算審査継続中ではありますが、東日本大震災対策特別委員会開会の運びとなりました。委員各位、関係皆様方のご協力に感謝申し上げますとともに、本日もよろしく願いをいたします。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は14人です。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

早速会議に入りたいと思います。

それでは、陳情9の3「南三陸町の地域性を重んじた災害復興公営住宅のコミュニティ醸成様式への陳情書」を審査いたします。

これより質疑に入ります。

陳情9の3に対し、各委員のご意見、当局に対し参考意見として伺いたいことがあれば伺ってください。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情9の3を採決いたします。

本陳情書は、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択すべきものと決しました。

次に、陳情9の4「自然と呼応したまちづくりを叶えるために防潮堤のあり方についての再考を願う陳情書」を審査いたします。

これより質疑に入ります。

陳情9の4に対し、各委員のご意見、当局に対し参考意見として伺いたいことがあれば伺ってください。

千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 戸倉海岸、8.7メートル防潮堤ということで起工式がありました。志津川市街

地に当たっても8.7メートルの防潮堤ということでこういった陳情が出されたわけなのですが、伊里前地区、伊里前市街地、これはどのような津波に対する防衛体制をとっていくのか、その辺お聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 伊里前地区でございますけれども、今回8.7という防潮堤の高さにつきましては、折立川から泊までの間が全て8.7メートルという高さで計画をされているという状況でございますので、伊里前につきましても戸倉海岸と同じ8.7で今計画を進めているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 8.7メートル、これは国のほうの津波防衛ということでこういった案のもとに今進められているわけですが、伊里前市街地においては、どうしても8.7メートルでは、そこでなりわいを築くにはやっぱり不便だということで、まだまだ議論の余地があると思いますので、この辺の今後、この陳情も含めてなのですが、防潮堤の高さを変えていくということは可能なのでしょうか。その辺、最後にお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 防潮堤の高さの決定方法につきましては、政府の中央防災会議の中で一定の方向性が示されております。1つが、今次津波に対応する部分、大津波に対応する高さ。それから、それ以外に、数十年から百数十年に1回起きるであろうと予想される津波という部分で2つの検討をされております。それで、今次津波に対応する施設をつくるということは、費用的な問題、それから現実的な問題としてそれは不可能だろうということで、それでL1と言われる高さに決定をしております。これにつきましては、各種シミュレーションを行いまして、それに対応できるような高さということになっておりまして、それ以外の高さとなりますと、なかなかその設定する根拠というものに乏しくなりますので、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 この防潮堤については、昨年度来、国のほうから、命をとるのか、景観をとるのかというようなことで、いわば強制的な感じで持ってきているように受けているわけですが、この防潮堤整備については、今後、地域住民等への説明会を多分持って進めるんだろうと思いますが、やはりその景観というものも大分重要視されております。十分その辺を考慮しながら住民の理解を得る必要があるかと思いますが、その辺はどう考えておりますか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 防潮堤につきましては、これまでもそうですけれども、何か所か説明をさせていただいていますし、あしたから各地区でまた説明を開始する予定でございます。

それで、大変申しわけないのですが、高さについては、議論をしているとそれだけで時間が過ぎてしまうということで、今お願いしていますのは、高さをもし可とした場合、その設置する場所をどこにしたらいいかというご相談を申し上げているところでございます。1つ例を挙げますと、歌津の長須賀海岸でございますけれども、場所によっては砂浜がなくなると。それで地域の方をお願いしていますが、今後その砂浜を残すような位置に設置をしたほうがいいのか、それとも大分用地を使いますものですから、用地をなるべく最小限に抑えるほうがいいのか。これについては、それぞれ今まで2回の中でご提示を申し上げて、地域の方にご検討いただいているという状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 各地区ともその状況がまちまちであると思うわけですが、他町においても、防潮堤をつくる意味がないというようなことも議論されておるわけですが、防潮堤をつくる意味がないというのは、高台へ移転して、守るものがないと。その地域には。そういう他町のある地域での議論もなされておるわけですが、当町においては、そういう地域というのはあるのかなのか、その辺はどうですか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 高台に移転いたしまして、住居の部分については安全が確保されるわけですが、各浜を歩いていますと、どうしても作業小屋、倉庫を既存の宅地に設置をしたいというご意見が多数でございます。そうした場合、町といたしましても、少なくともそういう財産を守る必要があるのではないかと考えております。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そういうところまで、細かいところまで十分な説明をし、そしてその理解の上に進めていくよう努力されたいと思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

お諮りいたします。

本陳情9の4については、本日はこの程度にとどめ、継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、陳情9の4は継続審査と決しました。

お諮りいたします。

陳情9の1「南三陸町防災対策庁舎の取り壊しの延期と再考に関しての陳情書」、陳情9の2「町役場防災対策庁舎保存に関する陳情書」、陳情9の5「南三陸町防災対策庁舎の早期取り壊しに関しての陳情書」の3件を一括議題とし審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、陳情9の1、陳情9の2、陳情9の5の3件を一括議題として審査することに決しました。

なお、討論、採決は、1案ごとに行います。

これより質疑に入ります。

陳情9の1、陳情9の2、陳情9の5に対し、各委員のご意見、当局に対し参考意見として伺いたいことがあれば伺ってください。

大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 大変重い陳情書であります。

町長に伺いたいのですが、同僚の議員の一般質問でもありましたし、町長は今まで遺族の気持ちに沿ってということで発言しております。今日のこの時点で、今町長はどのような心情になっておるか、お考えを持っているかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従来から、議会の皆さん、議員の皆さん方にいろいろご質問をいただきまして、その際に私も答弁をさせていただいております。また、この防災対策庁舎につきまして、ご遺族の皆さん方と3つのご意見の方々、ご遺族の皆さん方のお話もいただきまして、その際には私、皆さんに同じお話をさせていただいております。といいますのも、ご遺族の皆さん方の思い、それぞれの思いを尊重しなければいけないと。しかも、平等に尊重しなければいけないというお話をさせていただいております。見たくないで解体をしていただきたいというご意見もございまして。それから、手を合わせる場所がないので、保存をしていただきたいというお考えもございました。それからもう一つには、もう一回立ちどまって検討していただきたいというふうな陳情は上がってございまして。そういった中にありまして、私どもとしても大変悩ましい問題だというふうに思っております。率直にそういう

思いでございます。いずれしかしながら、いつかの時点で、そういった結論を出さなければいけないというふうな思いはいたしてございます。

ただもう一つ、我々越えなければいけない問題も抱えてございます。ご案内のとおりこの三陸沿岸、津波の歴史でございます。この約120年の間に、我々の地域は4回の津波でやられております。明治29年、昭和8年、昭和35年、そして昨年の中日本大震災。そして、その折々に、町民の皆さんが大変つらくて悲しい思いをしてございます。今回の大震災でも800名を超える方々が犠牲になりました。そういった皆さん方が、これからその悲しみの連鎖をどこかで断ち切らなければいけないというふうに私は思っています。特に、今回800人以上の方々が犠牲になったこの現実を重く受けとめまして、この悲しみの連鎖を今回で断ち切るというのが、我々に与えられた大きな使命だというふうに思っております。そういった意味におきましては、現在、危機管理課を中心にして今検証中でございますので、そういった検証を今しばらく続けていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 大変、今の町長の答弁で、私もこの問題が出てきたときに、非常に悩ましいというか、自分なりにいろいろ心の変化というかそういうもので悩んでおりました。

でも、私たち初め被災された方、そして亡くなられた遺族の方、その人たちの気持ちを思うと、早急に本当に結論を出すべきではないと私はずっと思っておりましたので、これは本当は議会の中で結論を出すものではないと私は思っております。しかし、陳情書として議会上がってきたものですので、この議会の中で論議し、そして、私は個人的にもいろいろな意見を出す必要があるなと思っております。そういう点で本当に重い陳情9の1、陳情9の2、そして陳情9の5、これはいずれも本当に真剣にもっと議論を深めていく必要があるのではないかなと私は思っております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 この防災庁舎についての3つの陳情書が提出されております。

町長に先ほどもお話をいただきましたように、昨年から解体と、この防災庁舎に関しては解体ということはずっとお話をされてきたわけでありまして。昨年から。それに対しまして、議会に15人おるのですが、誰ひとりとして異論を唱える方は一人もなかった。皆さん了としてきたわけですね。町民の方々も、その方向性に対し納得をしておったわけですね。そして、いつ解体するんだろうと、きょうかあしたかと。特に遺族の方々につきましては、その解体を待ち望んでおったというのが実情であります。

それで、ことしに入りまして、なかなか解体が進まないということで、同僚議員から再三質問が出まして、その中で、これは課長の答弁だったか、職員の方ですけども、秋さかには解体する、9月ごろまでには解体をする方向でいるというようなお話がされました。私たちも、この夏場には解体に入るんだらうという解釈でおったわけです。

この陳情書を見ますと、①は8月10日受け付け。それから②につきましては8月22日であります。秋さか、あるいは9月までに回答するということになると、解体をする期間というのは1週間や10日で終わるわけではないのです。重機が入って準備をして解体をするということになりますと、かなりの期間を必要とするわけです。本当に考えてほしい、慎重にしてほしい、あるいは②のように保存してほしいという思いがあるならば、この陳情書は5月か6月までに出なくてはならない陳情書なんですよ。そう思いませんか。5月か6月に、遅くても。もう既に予定であれば、8月に入ったら解体が進んでいる、あるいは重機が入って解体している、あるいは解体が済んでいる時期にこの陳情書が出されているわけです。本当にそう思って陳情書が出されたのかなと、私は疑問を持っています。これは、解体をしない理由をつくるための陳情書ではないかと、私はそういうふうに思っています。不自然であります。ずっと昨年からの解体する、解体すると進んできたのですから、このように解体を待ってくれ、保存してくれという気持ちが本当にあるのならば、3月、4月、5月、その時期にこの陳情書が出るべきなのです。私は不思議です。何か意図的なものがあるのではないかなと、そう疑わざるを得ないわけです。

それはそれとしまして、なぜずっと解体しないんだらうと不思議に思っておったんですね。それで9月14日にも町長にも話もしました。告訴されておりますから、検察のほうで現場検証等も必要だということで延びているのかなと。でもそうでもなさそうだとおったわけです。

9月17日、新聞に掲載された記事がございます。これは、産経新聞、それから信濃毎日新聞、山形新聞、秋田魁新報、岩手日報、青森の東奥日報、そして、同じく青森のデーリー東北という新聞に、9月17日に一斉に掲載された記事があります。この記事といたすのは、ビールのラベルの被災庁舎という見出しであります。この記事をちょっと読んでみます。東日本大震災で大きな被害を出した宮城県南三陸町でこの夏、町職員ら42人が犠牲になった防災対策庁舎の図柄をラベルにあしらった復興ビールが販売されていることがわかったという記事であります。遺族からは、金もうけに使うのは不謹慎であるということで、今後議論を呼びそうだというような記事であります。産経新聞、信濃毎日新聞、山形新聞など7社の新

聞に掲載されております。一斉に。9月17日に。それで問題といたしますか、そのラベルの中に、ラベルには、被災間もない同庁舎が白黒で描かれ、特定限定ラベルでお楽しみくださいということが書かれてあるわけです。このラベルで、防災庁舎の図柄の入ったラベルでお楽しみくださいと、こう書かれているのです。このラベルに。

そこで町長、お聞きしたいのですが、あなたは、このビールを見て、飲んで、楽しんで、おいしく飲めましたか。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私は記事でそれを知りました。実際にそのビールを私は見てごさいませんし、飲んでももちろんいないということです。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 よその人の商売の邪魔をするつもりは全くありません。商売、商業利用という言葉が出ていますけれどもね。邪魔をするつもりはありませんけれども、ただ、お金もうけにこのようなことを利用するこの発想といたしますか考え方というのは、どこから来るのでしょうか。あきれて物も言えないといたしますか、あいた口がふさがらないと表現したほうがいいのか、とにかく驚いております。

私にも後援会があります。これは県の選管のほうに届け出を出しております。もし私の後援会の会員が、このような商業利用をするようなことがあったら、私は注意してやめさせますよ。注意ではおさまらないと思いますよ。私の会員がもしこういうことをしようとしたときには。おめえ何やってんだ、人の悲劇を金もうけに使うとは何事だ、恥を知れ、恥をと怒鳴りつけますよ。私の後援会の会員がそうしようとしたときにはですね。幸い、私の後援会にはそういった方は一人もおりません。助かっております。私の足を引っ張るような方は一人もおりません。助かっております。

町長にお伺いしたいのですが、あなたはこれまで、全国各地でいろいろな講演会に出席をされております。山形の友好町である庄内町も含めて、いろいろなところで講演をなさっております。その講演の話の中で、町長として、町のトップとして、一番大事なことはぶれないことであるという発言をなさっております。ぶれないことが町長の一番大事なことであると。私もそう思います。ぶれることがあっては、町民は何を信じていいのかわからなくなるわけですから。そして、今回のこの防災対策庁舎につきましては、あなたはずっと解体するんだということできて、町民の方々も解体するんだということ納得してきたわけですよ。それがここに来て、どうしたらいいか考えなければならないとか、陳情書も出たから考

えなければならないとか、そうおっしゃっています。議員の中でもそう思っている方もおるでしょうが、そういう思いがあるのであれば、なぜ5月、6月その前に、町長が解体するときにここで異論を出さなかったのか。議会で。解体することに異論を唱えた方一人もいないんですよ、この議員の中でも。それを今さらになって、陳情書が出たからという。町長がぶれても、我々議員はぶれてはだめですよ。議員は、議会は、執行部がおかしな方向に行ったときにはそれを直す、訂正させる。牽制をしながら、監視をしながら、批判をしていくのが、この我々の仕事であります。何でもかんでも町長がそうだからといって、そっちにくっついていくようなのは、これは議員ではありません。私は常々そう思っています。ということであります。それで町長、そのぶれることはどう思いますか。あなたは今ぶれているんですよ。ずっと解体ということできているんですから。皆さん方に、発信した全国の皆さん方にどう説明するんですか、ここでぶれてしまったら。ぶれるどころではないんですよ。解体するということです。残すか、保存するか、解体するか。もし保存するというようなことになった場合には、180度転換するということですからね。ぶれるどころではないのです。ぶれぶれなんていうものではないですよ。

私は、これまで全国各地からいろいろな方々がおいでになりました。そこで私も、語り部ではありません。無料でやるのですから。その方々をいろいろと案内をして、幾つかの団体が来まして、いろいろと説明をしました。そのとき防災庁舎に連れて行って、そこで説明をしたときに、必ずと言えるほど、必ずですよ。その来たお客さん方が、あのアンテナですね、町長がすがって助かったのはと。それを小声で言うのですよ、小声で。小さな声で。必ず言うのです。私はそれに対しては何とも言いません。要するに悪いイメージがあるわけですよ。悪いイメージ。ですから、その悪いイメージというのは、あの建物が、防災庁舎が残っている限りは、残るのです、悪いイメージというのは。そういう悪いイメージは一日も早く風化させなければならないのですよ。私はそう思います。町長いかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私はぶれているとは思ってございません。基本的には、昨年9月の時点で解体というお話をさせていただきました。その時点で保存をしていただきたいという声はもちろん、私のほうにも入ってございました。何回も議会でお話ししておりますように、1年を経過して、そして遺族の方々、一部でございますが、何とか残していただけないかというお話をいただくようになりました。

先ほど来、私お話ししていますように、遺族の皆さんには、平等に尊重したいというお話を

させていただいております。そういう意味で私が、さてこれの問題についてどう対処すべきかということについて、それぞれの遺族の皆さん、3つの遺族の皆さんの思いをどう判断しなければいけないのかということで考えているわけでございますので、決してぶれてると、そういうふうなお話ではございませんのでご理解いただきと思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 再度お話しいたしますが、本当にあの庁舎を保存してほしい、もう少し考えてほしいという思いがあるのであれば、昨年から解体するということを発信しているわけですから、皆さんご存じなわけです。なぜ4月、5月、6月にこの陳情書が出なかったのかなということですよ。本来はもう解体して済んでいる時期に陳情書が出ているわけですから。ですから、私が思うには、解体をしない理由を、その理由をつくるためにこの陳情書が出たのではないかなという思いでなりません。

以上、終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 何点か質問をしたいと思います。

9の5の陳情なのですが、多くの家族の方が、町長以下三、四名の方ともう話し合っただけで陳情に来て、一人一人が家族の思いを行政のトップに話したそうです。その場所で、早期解体ということ泣きながら願いました。そのときに、町長は何とその遺族の方に答えたのか。そして、最終的に解体はいつと話したのか、その辺お聞かせください。

あと、今話の中で、防災センターの検証ということで危機管理室が当たっていると。どこまで今危機管理室でその検証が進められているのか。

あと、復興計画の中で、シンボルプロジェクト、これがあります。このシンボルプロジェクト。慰霊碑等の建設とかいろいろそういった津波に遭った物とか建物とか、そういったものを残すというような考えでもって企画課が動いているとは思いますが、企画課ではどこまでそれが進んでいるのか。この3点聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目でございますが、先ほど来お話ししておりますように、皆さん、きょうもおいでになっていますが、ご遺族の皆さんがおいでになりまして、皆さんの思いを、思いのたけをお話しいただきました。その中で、皆さんの思いはしっかりと受けとめさせていただきますと。ただ、何回も先ほど来言っているように、皆さんとまた違う形のご遺族の皆さんのお考えもございますので、その辺は我々として検討させていただきたい、そう

いうお話はさせていただいております。

それから、2点目の検証の問題ですが、これは別に防災対策庁舎のみならず、東日本大震災というこの大災害を検証しなければ、何を後世に残すのかということを含めて、我々として一つの教訓としてこの検証作業を行っているということでございますので、全てこの部分だけということではなくて、全体を捉えて今検証作業中ということですよ。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） シンボルプロジェクトの関係のご質問でございますけれども、ハード的な部分については、まだ具体的な計画には至ってございません。今後、震災復興祈念公園、それとメモリアルの整備という形で具体性を見てまいりますけれども、現在取りかかっているのは、災害の記録の情報収集ということで、これは緊急雇用事業を利活用いたしまして、昨年から町内各所におけるその画像の収集という形で、基本的には毎月のように定点で同様の箇所を撮影しながら復旧・復興の様子を今情報収集しているといった状況でございます。膨大なデータ量でございますので、いずれ災害記録史とかそういった面で、収集したデータを利活用していきたいというふうには考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今は防災センターに関してのことを議論しているわけなので、今の町長の答えですと、何もしていないということですね、企画課も。危機管理室も。そういった感じにとれました。検証しているということは、そういう形にしかとれません。

あともう一つ、答えていないのは、遺族の前で、私の口からは言いませんけれども、いつに解体するということを、そこに同席された行政の方の誰かが言われたというようなことを言っていました。それが何年なのか。そして、どなたが、何年ごろに解体すると言ったのか、その辺はつきりお聞かせください。行政の中であったことは、議会でもって議論すべきことだと思うので、その辺お願いします。

あと、ここに陳情が3つ上がっているわけなのですが、陳情9の1、この提出者の方は、南三陸町の有望な課長さんの息子さんでおられます。課長さんも優秀でしたが、この息子さんもやっぱりなかなかの方で、私もコンタクトを何回かとりました。今回の9の1の陳情に当たっては、この提出者と話したときに、自分が真剣に考えるようになったときに、どうしても一方の話しかメディアで乗らないし、一方の話だけがひとり歩きしていると。やっぱり子供たちの話が、考えが、やっぱりこの解体にはまだあらわれていないということで9の1の陳情を出したと言っていました。これに関しては、提出者は、自分がこういった形で陳情を

出したことでもって、殉職された方の遺族の方と多く話す機会を得たと。そして、子供たちの考えとか、その父親、母親、奥さん、旦那さん、そしておじいさん、おばあさん、その人たちの話を聞いて、私は理解したと。とりあえず残すことも長引かせることも考えていないと。遺族の方が、解体でいいというような方向性だったら、私はそれで構いませんと言っていました。

私は、さっきの町長の答えを聞くと、この9の1、そしてこの9の2、この問題でもって防災センター解体を延ばすための答えにしか私は聞けません。その辺もう一回。聞きたいのは、いつ解体するか行政で遺族の会に言ったその日にちです。お願いします。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 検証作業ですが、基本的には東日本大震災の検証をするということで、現在、全職員の聞き取り調査を行ってございます。先ほどの大瀧委員の質問にもお答えさせていただきましたが、我々は120年で4回も津波にやられています。ですから、この災害をいかに後世にしっかり伝えるかということが、今を生きている我々の大きな責務だと私は思っています。そういった意味でしっかり検証をするということですので、その辺はひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、解体時期につきましては、副町長がそのとき答弁してございますが、今の二次仮置き場の処理の期限、これが来年の8月、9月ということですので、その時期までには終わるということは、副町長のほうから答弁しております。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 9月、10月、第二次瓦れき仮置き場。まちなかの被災の建物はどんどん解体されています。そういった中で遺族も早く解体してほしいと言っているのに、その辺の瓦れき置き場の関係とか、そんなの関係なく、とりあえず、はっきり言って鉄くずです。いつもまちなかの残った鉄くずを解体するような形で解体できないものかと。町長は、4回ぐらい津波が来て云々と。こういったものを後世に残すというような形で言っていますが、この防災センターに関しては、職員が42人も亡くなって、この現実を本当に捉えているのかと。亡くなったんですよ。誰の責任かわかりませんが。その辺の検証もしないままで壊すことも私は問題だと思いますけれども、そんなことをしなくてもいいから遺族は壊してほしいと。声を大にして、泣きながら言っています。

私が一番心配するのは、この防災センターを今後もあと1年残す中で、遺族の苦しみが第二の被災者を出さないか、その辺を一番私は心配しています。その辺、もしこれを延ばすこと

によって第二の被害者が出たならば、誰が責任をとるのですか。誰が悪いのですか。その責任者はやっぱり町の町長の佐藤 仁町長だと思います。だから、あそこがあったからどうなんでしょう。果たして。なくなったらなくなっただ、皆さん何とも思いませんよ。逆に。なくなって困るのは、私はやっぱり観光に利用するというような考えを持っている人があったとしたらば、その人たちが困るのかなと思います。

きのうもお昼ごろに、ある方が防災庁舎に行きました。そうしたらやっぱり100人ぐらいの方が来ていたそうです。そのある方は、防災庁舎あったほうがいいですかねと聞いたそうです。あったほうがいいですねと。それは、やっぱり観光支援で来ている方かもしれませんが、本当のこの町の悲惨さとか職員の家族の悲しみをわからないからそういったことしか言えないんだと思います。そしてそのときに、その方がこの南三陸町の津波の状況を話したそうです。その方に。その方は泣いていたそうです。やっぱり語り部の方は、防災センターがなくても、自分の想像力、そういった考えの中で、私はあの防災センターがなくても伝えられると思います。その結果が、きのう残したほうがいいという方に、町の人が話したときに泣いておられた。これがやっぱり語り部の方の役目だと思います。遺族が悲しむ防災センターを残すことによって、それが物言わぬ語り部。やっぱり語り部の方の能力を高めていくべきものだと思います。だからこういった中でも、やっぱりこの防災センター、私は一日も早くなくなったほうがいいと思います。

結局防災センターを8月、9月まで延ばして、来年、町長選挙とか議会議員選挙があります。そういった中で、何かその辺の関係が何か色濃く見えます。そういったことを考えたときに、この特別委員会の中で、執行部も含め、同僚の議員さんたちも含め、この問題というのは早く片づけて復興に向かわないと、どんどん人が流出している現実を真剣に、やっぱり皆さんで議論するものがまだあると思います。私は防災センターがなくなっても、語り部の方の今の力量を見たならば、幾らでも想像力を発揮してできると思います。だから私は、一般質問の中でも人口流出、声を大にして言っていますが、行政のほうではあんまりそれを強く捉えていませんが、すごい流出が今起こっています。登米市にも。そして、役場職員の方も、南三陸町から登米市に土地を買い、出ようとしていると。こういった状況を多々聞きます。そういった中で、何を町長が今議論して、何をやらなければいけないことだと思っているのか。それに関しては防災センターの議論よりも、この町を復興するために、この町をもとどおりにするために、これからその議論に多くの時間を持ってもらいたいと思います。今回の防災センターを残すか否かの特別委員会、その辺は私は、もう壊すことで問題ないと思

います。私は、最後まで早期解体、年内解体、それを希望して質問を終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、陳情9の1の討論に入ります。

まず、本案に対し、反対討論の発言を許します。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 私は、陳情9の1の採択に反対をするものであります。

委員長、その前にちょっと確認したいことがございます。きょう出席しておる職員の方々、限られた方々でございますが、この胸からぶら下げておる丸いものは何でしょうか。まさか防災庁舎のあれではないでしょうか。それをちょっと確認したいです。こちらから見るとそうしか見えないのです。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） これは、モアイ像の画像でございます。廊下にも掲示されてございますけれども、チリ共和国のご配慮がありまして、現在イースター島のほうでモアイ像を作成している最中でありまして、それを当町へ寄贈したいというお話が進んでございまして、そのPRの意味でバッジをつけているという内容でございます。

○山内孝樹委員 そのように神経質になっておるものですから、見えたもので確認をしました。了解をしました。

それでは、反対の討論をいたします。

陳情9の1「南三陸町防災対策庁舎の取り壊しの延期と再考に関する陳情書」であります。趣旨には、解体を先延ばしして、遺族はもちろん、町民の方々の意見も交えて議論を尽くした上で庁舎を残すか解体かを検討した上での再考をということであります。また、陳情項目には、保存にしろ、撤去にしろ、正しい答えが出ていない云々とあります。

しかしながら、町長は昨年9月、昨年の新聞にも載っておりましたが、9月までに解体をすると明言をしておりました。これが答えを出しておる一つであります。ご遺族の大半以上が解体を望んでおり、犠牲者の出た病院等は問題もなく解体を進めましたが、なぜここにきて庁舎の解体が大きく取り上げられなければならないのか、甚だ私は遺憾に思っているところであります。

本日の委員会もしかり。十分な時間を費やし、慎重に取り扱い、その結論を出す今、改めて防災対策庁舎解体はしかるべき当局での方向性を明示しているわけでありまして、結果、陳情9の1の採択に私は反対するものであります。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 次に、賛成討論の発言を許します。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 防災庁舎の取り壊しの延期と再考に関しての陳情書に賛成の立場から討論します。

陳情の趣旨に全く同感であります。遺族の心情に沿った形でのあり方は一つではなかったのだと、改めて考えさせられました。この1年半、ご遺族の中でも、ご両親、配偶者、子供さんたちの心情は、いかばかりだったかと考えさせられております。

先日、あるご遺族の方が、父親がどこでどのような仕事をしていたかを孫に話していきたくてと言われていました。保存にしろ、撤去にしろ、正しい答えがないからこそ議論を尽くすべきだという趣旨は、そのとおりであります。早急に結論を出すことなく、議論を尽くしていくことこそが、ご遺族に答えていくことであると考えております。

そういう意味で、陳情9の1には賛成であります。

○委員長（西條栄福君） 次に、反対討論の発言を許します。三浦清人委員。

○三浦清人委員 陳情9の1、先ほどもお話しいたしましたように、去年からずっと解体、解体と、皆さんも納得してきたわけです。ここにきて、なぜ、なぜ、これを残さなければならない、あるいは延期をするべきだという話になるのか。そういった残すあるいは延期という言葉は、なぜ5月、6月に出なかったのか。この議会の中あるいは特別委員会の中で。それが不思議でならないということでもあります。何を議論をするのですか。これから。我々が、この特別委員会に付託されたこの陳情書の取り扱い。協議会でもやって、きょうもまた協議会を開いて、この取り扱いについても議論をしている。いろいろと議論をしてきたんです。ですから、もう解体なら解体ということで、やはり早く終止符を打って、先ほど千葉委員が言ったように、復興のための議論をするべきではないかと。これ以上先延ばしして、また特別委員会で何を議論するんですか、これ以上。

ただ、町長が遺族に対して、亡くなった方があの庁舎で波にのまれて流されていった状況とか、説明していればこの問題はないのですよ。直接職員の方々から意見は聞きません。ただ、おやめになったOBの職員からいろいろとこの問題について話を聞きました。やっぱり同僚があその場所で亡くなったと。あの場所を見るのは忍びがたい。早く壊したほうがいいのにな。そして、早くこの問題を解決して、そして復興のためにやっていただきたいということを、多くのOBの職員の方々から言われております。したがって、この9の1に関しての陳情も反対するものであります。

○委員長（西條栄福君） 次に、賛成討論の発言を許します。小山幸七委員。

○小山幸七委員 9番は、この前、議員の皆様とお話し合いをした際にも述べましたけれども、やはりこれより何を考えるのか、これ以上の議論はないと思うからここで決を出せと言いますけれども、いろいろな今までのあれから見ますと、時間が解決するということがあるのです。けさの新聞にも載っておりました。この74歳の方は広島原爆で両親と弟を亡くしたと。それで当時はドームを見たくない、要らないと言ったが、50年かかって今、それがあってよかったと書いていると書いてあります。その被災者の方々に理解してもらえらるはずだと。また、別な震災遺構の保存活動に力を入れる東京の理事長の方は、やはりつらいだろうけれども、これは忘れてはいけない教訓として残しておいたほうがよいのではないかと。これは南三陸町の庁舎ではございませんけれども、やはりそれに合ったような記事でございます。

今このような重大な、やはりこの及川さんも書かれております。確かに1足す1は2というような簡単なものではございません。正しい答えがないからこそ、皆さんで何遍も時間をかけて、そして、解体するほうにしろ、あるいは保存するほうにしろ、納得という失礼な言い方ですけども、一家にあっても、主人を亡くした、あるいはお父さんを亡くした方と、おじいさん、おばあさんの意見とも食い違っております。これは私も直に二、三そういう方から伺っておりますけれども、それだけに非常に判断のつきにくい問題だと思っております。最初は、皆さんやはり行きたくない、見たくもないと言いながら、1年半たってみますと、遺族の方も心が動揺といいますか、前は見たくもなかった、すぐにでも取り壊してもらいたかったと言いながら、あそこがあるからこそ行って拝んでくる。時節が来ればという方もおります。やはり過去に日航機で御巣鷹山で亡くなった方、あるいはアメリカの原子力空母と衝突して亡くなったえひめ丸の実習船の方々、その場所に行って花束を手向け、あるいはいろいろなところへ行っているところを見ますと、やはりその肉親の最期の間となったところは、本当に忘れがたいところだと思います。それで、私は自分なりに、もう少し薄紙をはぐように、あるいは時間が解決するように、何年とも言いませんけれども、この解体のリミットは来年の9月ですか。私ちょっと忘れましたが、リミットまでには解決、取り壊すか、保存か、どうなるかはわかりませんが、皆さんで、また遺族の方とお話し合いできるのであれば皆さんとお話しするとか、もう少し考える余地があるのではないかと思います。

以上です。

○委員長（西條栄福君） 次に、本案に対し反対討論の発言を許します。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 この問題について、議員の皆さん、そして役場当局のほうでも議論になってい

ますが、遺族、家族を亡くした身になれば、あの防災センターはつらい。そして、町民の多くも亡くなっています。そういった中で、やっぱりあそこが津波の象徴としてずっと残ることは、やっぱり遺族はつらいんです。やっぱり。それを考えると、一人でもあそこを見るとつらい。それでもって私は、今後新たな不幸があつては大変と思います。そういった意味からも、あそこは早期に解体すべきと私は思います。やっぱり遺族でないとその気持ちはわかりません。家族を亡くした遺族じゃないとこれはわからないのです。そういった観点から、私は解体すべきと思います。

○委員長（西條栄福君） 次に、賛成討論の発言を許します。（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情9の1を起立により採決いたします。

本陳情書は採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（西條栄福君） 起立少数であります。よって、本陳情書は不採択とすべきものと決しました。

これより、陳情9の2の討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 1に同じく陳情9の2に私は不採択と、反対をいたします。

読み上げます。

町役場防災対策庁舎保存に関する陳情書の存続に対する理由が挙げられているが、震災を後世に語り継ぐ学びの場とし、建造物をシンボルとして残したい。新しくつくろうとするモニュメントは、震災があったことを伝える場になっても、震災を語るものにはならない。そして、「震災の生き証人」、「震災を語るもう一人の語り部」として残したいとの趣を挙げているが、なぜ防災対策庁舎が震災によるシンボルでなくてはならないのか。他の建造物ではなぜいけないのか。庁舎保存をなぜに語り部とたとえるのか。私としては、勝手な都合からの商業主義ベースに、震災観光の恩恵利潤に便乗した考えではないかこのように思っております。そして、犠牲となられた方々をむげにし、ともに解体を強く望む多くのご遺族の心も認めない発想であると解釈をいたしました。

震災を風化させることなく後世に継承するという熱い思いがあるならば、真摯に取り組む姿での語り部こそ、人々の心に有形無形問わずして深く刻み込ませることができるとこのよう

に考えます。例えて解体跡地には祈念公園に加え、慰霊碑及び慰霊塔等を建立し、犠牲者を悼み、御霊をとくとび、慈しむことこそが最善を尽くすべき報いであると確信するものであります。

そこで、保存を望む方々は、あるときある日、庁舎でのあるまじき行為がなされていたことをご存じだろうか。恥ずべきことを恥ずべきとせず、心ないものが庁舎会場に踏み込んでいたということを聞き、愕然とし、ただただあきれのばかりでありました。それでも保存を望むというのか、ただあきれのばかりであります。

改めて解体を望むご遺族の意に憂慮し、忍びやかに手を合わせ、既に撤去すべきであったあの思いをまた重ねて、陳情9の2の採択に私は断固反対するものであります。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 次に、賛成討論の発言を許します。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 防災対策庁舎保存に関する陳情書に賛成の立場から討論します。

多くの犠牲者を出したこの東日本大震災。本町においても、900名に近いとうとい命をなくしました。この大惨事を後世にどのように伝えていくか、風化させない取り組みが大切であります。

先日、町外の方から防災センターに案内してくれと言われ、初めて建物の前に立ちました。その高さ、圧力に圧倒されました。ここまで波が押し寄せて、多くの命を奪ったのだと改めて津波の恐ろしさを実感したものであります。もう防災センターは遺族だけの問題ではありません。私のところにも、町内外から大変な意見が寄せられています。また、いつか来るであろう震災に、科学的に検証し、伝えていくことこそ、私たちに課せられた使命であると考えます。防災庁舎は、その点で大きな役割を果たすものと考えますので、9の2には賛成であります。

○委員長（西條栄福君） 次に、本案に対し反対討論の発言を許します。三浦清人委員。

○三浦清人委員 それでは、本案に反対の立場から討論を申し上げます。

以前もお話いたしましたように、お隣の気仙沼市、あそこには打ち上げ船があります。貨物船だと思えるのですけれども。気仙沼市民の方々に、あれは撤去すべきか、残すべきかというアンケートをとった結果、つらい記憶を呼び起こすのはつらい、そういったことで撤去すべきであると、市民の9割の方々がアンケートに答えております。そのお隣、岩手県陸前高田市の市長は、犠牲になった人がいる施設は、全て残さず取り除く。観光に利用するなどとんでもないことだと明言をいたしております。

したがいまして、我が町でも、観光に利用するという事は、私は断固反対するわけでもありませんし、防災庁舎を残さなければ、この震災を風化させるという意味がわからない。なぜ防災庁舎を残さなければ、この震災が風化されるのでしょうか。あの場所から撤去しても、あの場所から取り除いても、モニュメントとして別な高いところに建設をしたり、南三陸町の亡くなられた方々、全ての方々の慰霊碑という形でつくれば、何も防災庁舎をあの場所に残さなくても問題はないのではないかなと、そんな感じもいたします。

したがいまして、この9の2の陳情には反対するものであります。

○委員長（西條栄福君） 次に、賛成討論の発言を許します。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 私は、陳情9の2に賛成の立場から討論をいたします。

防災対策庁舎は、大津波に襲われ、そのすさまじさ、破壊力、恐ろしさを見せつけたものがあります。しかし、これらのことは時間とともに忘れ去られるものであると考えます。私は、この恐ろしさを風化させることなく後世に伝えるために、そして、そこで犠牲となった役場職員の皆さんは公務員として、その他の方々も最期までこの場所で自分の使命を果たしたあかしの場所でもあります。

しかし、多くのとうとい生命を奪った、奪われた場所であるというつらい思いの場所であるというご遺族の皆様的心情は、察するに余りあるものがございしますが、先ほど申し上げましたように、今回の津波の恐ろしさなどを風化させないためにも、残して後世に引き継いでいくべきと考えますので、本案に賛成をいたします。

○委員長（西條栄福君） 次に、本案に対し反対討論の発言を許します。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 私は、陳情9の2について反対の立場から討論させていただきます。

保存の目的は、震災の伝承であります。このことは、さきの一般質問の中でも発言させていただいておりますが、なぜ伝承について、防災庁舎でなくてはならないのか、私は不思議でありません。今の世の中、これ以上に、正確に、風化も遅く、そういう方法は幾らでもあると思います。なぜそういう方法を考えず、ここで多くの犠牲者が出たものを、いろいろな議論を尽くし、そして批判を受けながら残していかなければならないのか、私には到底納得いきません。そういう考えの中から、このことについては反対をいたします。

○委員長（西條栄福君） 次に、賛成討論の発言を許します。（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情9の2を起立により採決いたします。

本陳情書は採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（西條栄福君） 起立少数であります。よって、本陳情書は不採択とすべきものと決しました。

これより、陳情9の5の討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 反対の立場から討論いたします。

前にも申し上げましたが、非常にデリケートで難しい問題です。これまでは遺族の心情を尊重すべきと気遣い、そっと見守ってやるべきだと思ってまいりました。震災から1年半が過ぎ、時がたつとともに遺族の方々にも変化が見えてきております。しかし、家族の中でも考え方が違っていたり、再考に署名をした方が早期解体にも署名をしたりと、心が揺れ動いているのをうかがい知ることができます。

果たしてこのような状況のまま、解体をしてしまっているのか、非常に疑問に思っております。もっと時間をかけて、遺族の皆さんの心情というものがしっかりと定まるのを待って、それを見きわめた上で判断すべきだと感じております。そこで、現時点での解体には反対をさせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 次に、賛成討論の発言を許します。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 私は、この9の5の早期取り壊しに関する陳情書に賛成をするものであります。

9の1、9の2で、十分私はこの解体の件について申し述べました。したがって、この解体に関する陳情書に心から思いをたけて賛成をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 次に、本案に対し、反対討論の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論の発言を許します。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 防災センターのある場所、あそこはバック堤が今後できます。そして、8.7メートルの堤防もできます。そして、あそこには祈念公園ということで、緑いっぱいの公園ができます。そういった中であそこに防災センターがあるということは、暗いイメージがずっと今後も残ることだと思います。今後、また今の異常気象の中で、大津波、発生しないとも限りません。そういった中であそこに防災センターがあのまま残るということは、こちらに

来て見た人が危険に遭う可能性もあります。そういった多くの観点から、私は防災庁舎解体に賛成します。

○委員長（西條栄福君） ほかに討論はありませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 本案に賛成の立場で討論をいたします。

先ほど質疑の中でもお話いたしましたし、また、①、②でもお話いたしました。

先ほどのビールの件であります、あのビールを楽しんでおいしく飲まれた方に、あの防災庁舎に行って手を合わせてもらっても、亡くなられた魂はうれしく思うのでしょうか。私は、その反対だと思います。したがって、一日も早い解体を望むものであります。

陳情書の中にもありますように、人の命は山よりも重しと。あそこにあんな庁舎さえなかったら死なずにすんだものと悔やみ悲しんでいますと。一刻も早く、被災を克服し心を切りかえて立ち上がりたいのです。遺族の全く心情であります。

私も議員になって長い月日がたちます。1年生議員のとき、いろいろと問題が起きて、悩んだことがあります。このように賛成に回るべきか、あるいは反対に回るべきか、いろいろと悩んできたことがあります。そのときに、私の尊敬する先輩議員に言われたことは、そういうふうな悩みはこれからもあるだろうと。そのときには、例えば10人の方にこの問題を問いかけて、6人の方がこうだという結論を出したほうに進んだほうがいいよということをおっしゃいました。私は、これまでその言葉を信じて、質問をすれば、10人のうち6人の方がこう答えてくれるだろうというものを想定して判断をしてきましたし、これからもそのことを胸に刻んで議員活動をしていく考えであります。

今回、この遺族の方々、署名をされた人数を見ますと、延ばしてほしい、考え直してほしいという遺族は、5遺族であります。一日も早く解体をしてほしいという遺族は、19家族であります。したがって、私はその19家族の考えを尊重するものでありますので、この9の5の陳情に対しましては賛成するものであります。

○委員長（西條栄福君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情9の5を起立により採決いたします。

本陳情書は採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（西條栄福君） 起立多数であります。よって、本陳情書は採択すべきものと決しました。

お諮りいたします。

次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長にご一任をいただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、次回の会議は、そのように取り進めることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時15分 閉会